

東海村公園墓地須和間霊園墓所工事に関する事項及び基準

1. 施工申請に関する事項

- (ア) 墓所使用者と墓所工事申請者の氏名が同一であること。
- (イ) 囲障(外柵)の高さ及び墓碑の高さ欄は盛土分を含んだG Lからの高さを記入すること。
- (ウ) 形象類は、名称物ごとに数量及び単体での高さを記入すること。
ただし、カロートは、G Lラインから拝石(蓋)までの高さを記入すること。
- (エ) 名称欄に記載のない物については、その他工作物として扱うこと。
- (オ) 設計図書(平面図、立面図、鳥瞰図等)を添付し、寸法(メートル法)を記載すること。

2. 須和間霊園墓所工事施工基準

- (ア) 囲障(外柵)は隣接境界(墓所前面を除く)から0.01m空けること。
- (イ) 測定基準点は、使用墓所前側の縁石の中心とする。
- (ウ) カロートは囲障(外柵)の高さ以下とし、側面からカロートが見えないこと。
- (エ) 囲障(外柵)に形象類を設置しないこと。
- (オ) 塔婆立ては、囲障(外柵)に設置しないこと。
- (カ) 木碑は、板木碑とする。
- (キ) 使用墓所内に植栽をしないこと。
- (ク) 置き灯籠(門柱の上に置く灯籠をいう。)の高さは0.5m以内とする。
- (ケ) 墓碑は、墓前通路を正面として設置すること。ただし、芝生型墓所(第5種)については、西向きとする。
- (コ) 芝生型墓所(第5種)における芝台・拝石の外寸は、幅0.9m、奥行1.2m以内とする。また、後ろ側境界から0.2m離すこと。
- (サ) 自由型墓所(第6種)に境界を設ける場合は、囲障(外柵)の高さを0.15m以内とする。